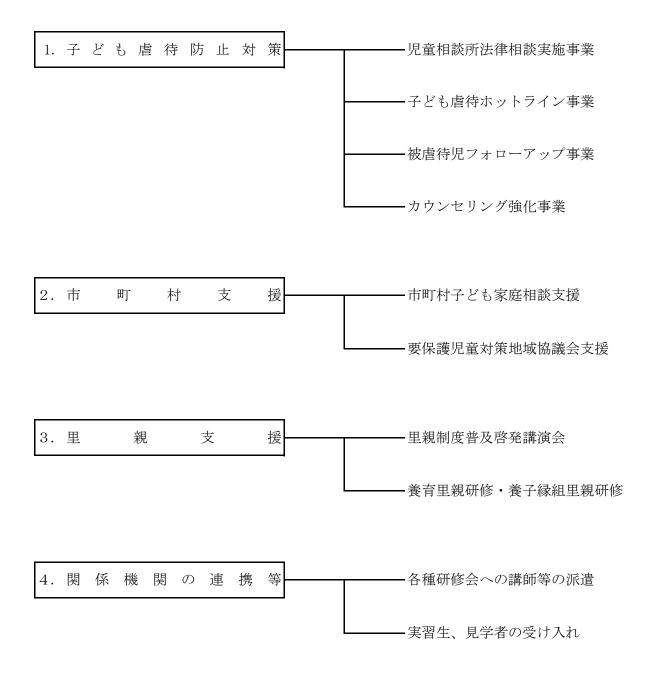
Ⅱ 児童相談所の事業等

児童相談所の事業等

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における 児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後 方支援等を行っている。

事業の概要等を総括すると、下図のようになる。



1 子ども虐待防止対策

(1) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は援助に当り法的手続上専門的な対応を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応が出来るよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

令和2年度の相談実績は6件となっている。

(2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を24時間、365日受け付けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。中央児童相談所には電話相談員が3名配置され(令和2年4月より女性相談所に配置となる)、休日・夜間等は中央児童相談所が受け付ける体制としている。

表28 通告者別(相談者別)受付状況

区	分	家族	警察等	学校等	児童本人	福祉事務所	市町村	近隣・知人	保健所	医療機関	児童委員	児童福祉施設等	親戚	その他	計
件	数	17	1	1	14			69		5			5	7	119

表29 虐待の内容と年齢別内訳

年齢・性別	0 岸	見	幼	児	小肖	全生	中鸟	学生	高核	发生	その)他	盐	+
虐待の内容	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待			1	1	6	7		2	1	1	1		9	11
性 的 虐 待														
心理的虐待	3		20	10	11	7	4	9	3	4	1	3	42	33
保護の怠慢・拒否	2		3	6	5	2	2	1	1	2			13	11
不 詳														
計	5	0	24	17	22	16	6	12	5	7	2	3	64	55

(3)被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、被虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助等を目的としてフォローアップ事業を実施している。施設職員に対する研修やケースカンファレンス、児童・保護者を対象とした個別又はグループによるカウンセリングや各種治療プログラムの実施等の取り組みを行っている。

令和2年度の実績は下記のとおりである。

表30 児童福祉施設職員指導

実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
4	47	12	103

表 3 1 被虐待児集団指導

児	童	数指	導	口	数延	指	導	人	数	ス・ 参	ーパ 加	ービ 職	`ジョ 員	ョン 数

表 3 2 被虐待児親子指導

世	帯	数指	详	□	数	児童指導延人員	親指	導 延	人員
		1			12	12			12

表 3 3 被虐待児個別指導

児	童	数	指	導	口	数	スーパービジョン 参加職員延人員

表34 被虐待児の保護者指導

保	護	者	数指	導	口	数	指導延人数
			73		2	268	431

(4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医師の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から実施している。

表35 カウンセリング強化事業実施状況

実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
17	38

2 市町村支援

(1) 市町村子ども家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村職員を対象とした研修の実施や市町村に出向いての巡回支援、相談ケースの対応等に関する技術的助言を行う等、市町村子ども家庭相談に関する支援を行っている。

令和2年度は巡回支援の実施はない。

表36 市町村子ども家庭相談担当者研修会

管内市町村数	開催	日 数	開催延時間数	延参加者数
5		4	6.0	37

表37 市町村に対する技術的助言の状況

	件数
技術的助言	22

(2) 要保護児童対策地域協議会支援

要保護児童等に関し関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として、「要保護児童対策協議会」が児童福祉法により位置づけられ、管内においては平成28年度までに全市町村に設置されている。

当所では、協議会の各会議に出席するとともに、会議の運営や協議会における対象ケースの進行・管理等について助言等を行っている。

表38 要保護児童対策地域協議会実施状況

管内市町村数	設置済市町村数	会議出席回数						
日下引用中门作为安风		代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議				
5	5	5	18	39				

3 里親支援

(1) 里親制度普及啓発講演会

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。(H26年度~県内1児相、1施設持ち回り)

表 3 9 里親制度普及啓発講演会

・令和2年度は開催なし。

(2)養育里親研修・養子縁組里親研修

家庭での養育を必要とする児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を 行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親・養子縁組の新 規登録時に「基礎研修」「登録前研修」、養育里親登録の更新時に「更新研修」を実施して いる。

表 4 0 養育里親研修・養子縁組里親研修実施状況

研	修 名	会場	参加者数
<前期>	基礎研修	弘前市相総合学習センター・ 弘前愛成園	15名・14名
	登録前研修	弘前市相総合学習センター・ 弘前乳児院	15名
<後期>	基礎研修	三戸地方保健所・あけぼの学 園	1 2名
	登録前研修	三戸地方保健所	1 2名
<前期>	更新研修	アピオ青森・藤聖母園	11名・2名
<後期>	更新研修	八戸児童相談所・あけぼの学 園・ひまわり乳児院	延期

4 関係機関との連携状況

(1) 各種研修会への講師等の派遣

関係機関との連携強化のため、関係機関が主催する会議や研修会において積極的に講師等を派遣している。令和2年度の派遣状況は下記のとおりである。

表41 各種研修会への講師等派遣状況

研修会等名称等	開催地	内 容
生徒指導主任・生徒指導主事研修講座	青森市	児童・生徒への虐待事案の早期発見・ 適切な対応に向けて
人身安全関連事案対策専科教養	青森市	児童虐待の現状と対応上の留意事項等
初任者研修(特別支援学校)生徒指導基礎 講座	青森市	安全安心な生活を支える児童相談所の 機能
青森県職員主幹研修	青森市	メンタルヘルス
青森県職員主事・技師研修	青森市	メンタルヘルス
子供への緊急対応研修講座	青森市	発達や家庭環境に困難を抱えた子供へ の対応
弘前大学教育学部 キャリア形成の基礎B	弘前市	児童相談所のしごと

(2) 実習生、見学者の受け入れ

関係機関の職員や福祉を学ぶ学生を積極的に受け入れ、見学者の案内や実習指導、研究事業への協力等を行っている。

表42 実習生、見学者の受け入れ状況

実 習 等 名 称 等	参加人員	内 容
社会福祉基礎実習Ⅱ(青森県立保健大学)	5日間4名	講義(児童相談所の業務)、所内見学 (一時保護所も含む)、施設見学等
弘前大学教育学部学校教員	1名	児童相談所の概要説明、検査室・医務 室等の施設見学
青森地方家庭裁判所司法修習生体験修習	2名	児童相談所の概要説明、施設見学 (一時保護所も含む)
県警察本部刑事部捜査第一課「性犯罪捜査 専科」教養	17名	児童相談所の概要説明、施設見学 (一時保護所も含む)